

日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針

0. 日本版包装前面栄養表示検討の背景

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 3 条において、その基本理念として「販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。」と示されている。これを踏まえて、2015（平成 27）年から容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示（以下「栄養成分表示」という。）が義務付けられ、消費者のふだんの食生活において利活用されている。

しかしながら、消費者庁が実施した「令和 4 年度食品表示に関する消費者意向調査」では、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は約 7 割にとどまっている。また、知っていると回答した者の中で、ふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない者の割合は約 4 割となっており、消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくする取組が求められている。

現在の栄養成分表示は、食塩相当量の少ない食品を比較できることなどにおいて役立っているものの、消費者に適切な食品の選択を促す食環境づくりの観点から適正体重の維持、食塩摂取量の減少等の取組を一層促すために、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握した上で、栄養成分表示をより利活用できるようになることが必要となる。

そうした中、2023（令和 5）年に健康日本 21（第三次）が公表され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されている。これを好機として、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えている。また、望ましい栄養・食生活の形成に対する関心の高まりから、諸外国では、栄養成分表示に加え、包装前面に栄養に関して分かり易く消費者に訴求する表示を導入する動きが活発化している。このような動向を背景に、WHO 及びコーデックス委員会は、それぞれ包装前面栄養表示ガイドラインを公表している。これらのガイドラインでは、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであるべきであること、各国で政府が推奨する包装前面栄養表示は一つだけであるべきことが規定されている。

1. 日本版包装前面栄養表示の目的

消費者庁では、消費者の健康の維持・増進に資するとともに、更なる栄養成分表示の利活用にかかる取組として、食品の容器包装の前面等で消費者が見つけやすい箇所に、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるよう、我が国における包装前面栄養表示ガイドラインを策定する。当該ガイドラインでは、食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導入するための一般的な取扱いについて示す。

2. 日本版包装前面栄養表示の定義

日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に、消費者庁が指定する様式を用いて表示する取組である。当該様式を参考にして、当該食品の熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものである。

なお、日本版包装前面栄養表示の対象となる栄養成分は、我が国の健康・栄養政策である健康日本 21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものとしている。熱量及びエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質及び炭水化物の量は、消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性がある。また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報である。

3. ガイドラインの範囲

日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の量が適切に設定できるものを想定している。

日本版包装前面栄養表示は、18歳以上の成人の日本人の食事摂取基準を基にした栄養素等表示基準値を用いることから、こども向け食品については、範囲外とする。また、コーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいても対象外食品として位置付けられている健康増進法における特別用途食品のうち、病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法における酒類については、日本版包装前面栄養表示においても範囲外とする。

4. 日本版包装前面栄養表示の基本的な表示方法

4-1. 日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量

日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、原則として、販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示と一致させることが望ましい。

ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を調理後の状態における栄養成分等の量とすることもできる。

4-2. 日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合

栄養素等表示基準値については、日本人の食事摂取基準（2025年版）の18歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値であり、1日当たりの栄養素等摂取量の目安である。当該基準値は、食品表示基準別表第10に規定されている。栄養素等表示基準値に占める当該量の割合については、栄養成分等の量を栄養素等表示基準値で除した値を四捨五入して整数で表示する。

4-3. 日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位

日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位の設定にあっては、当該食品の1食分とし、当該1食分の量（例：○本、○袋などの個数又は○gなどの重量等）を併せて表示する。食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましい。また、食品単位については、原則として、日本版包装前面栄養表示の様式の左上に表示することが望ましいが、困難な場合には、同様式の近接した箇所に表示する。

4-4. 日本版包装前面栄養表示に用いる文字

日本版包装前面栄養表示に用いる文字については、来年度に実施予定である日本版包装前面栄養表示の様式案についての消費者アンケート調査の結果を踏まえ、検討することとする。

4-5. 日本版包装前面栄養表示に用いる色

日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字及び枠の色については、背景の色と対照的な色であって、かつ、単色とする。

4-6. 日本版包装前面栄養表示の表示位置

日本版包装前面栄養表示の表示位置は、原則として、食品の容器包装の前面であり、主要面（通常、商品名が記載されている面）を想定している。しかしながら、容器包装の前面が明らかでないものやスーパーマーケット等で食品を陳列した状

態において容器包装の前面が見えにくくなることが想定されるものにあつては、消費者が食品を選択する際に、容器包装の見つけやすい箇所に表示する。

5. 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い

販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲については、水で抽出するもの（例：茶葉、コーヒー豆等）、水で希釈するもの（例：濃縮ドリンク等）、水で塩抜きするもの（例：塩蔵わかめ、塩蔵くらげ等）、湯切りするもの（例：カップ焼きそば、生麺等）及び一般的に牛乳等の単品を加え、調理を伴わないもの（例：ココア、シリアル等）である。これらの食品については、調理後の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましい。